

特定非営利活動法人

菜の花

ケアプランセンター菜の花重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供させていただきます。ご利用者・ご家族が安心してサービスを受けていただけるように、事業所概要・提供サービス内容等について契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明させていただきます。

特定非営利活動法人菜の花個人情報保護方針

- 1 NPO 法人菜の花では、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、皆様の個人情報を正しく取り扱うことを遵守します。
- 2 個人情報は、適正かつ公正な手段により、収集します。
- 3 個人情報は、目的以外のために利用しません。ただし、ご本人の同意があるときや個人の生命、身体、財産の保護のために緊急の措置の必要とするときは、法令に基づき官公庁等から依頼があったときは除きます。
- 4 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。
- 5 当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、開示、訂正、追加または削除、利用の停止等の依頼については、当法人まで連絡ください。

記録等の開示について

ご利用者様からサービス提供記録等の開示のご希望される場合は、交付義務により、閲覧、コピー等可能ですので、お申し出ください。

事業計画、財務内容等に関する資料の閲覧について

特定非営利活動法人菜の花では、事業計画、事業実績、財務内容等につきまして、愛知県に報告をしています。事業所等にも設置してありますので、閲覧をご希望される方は、いつでもご連絡ください。

ご利用者様へ

- 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

1 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人菜の花
- (2) 法人所在地 愛知県半田市平地町4丁目140番地
- (3) 電話番号 0569-20-1750
- (4) 代表者 山田伸吾

2 事業概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に居宅介護支援サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター菜の花
- (4) 事業所の所在地 愛知県半田市庚申町2丁目46番地B
- (5) 電話番号 0569-28-6331
- (6) 介護保険事業所番号 **2372400370**
- (7) 管理者氏名 永田佐代子
- (8) 運営方針 ご利用者の心身の特性をふまえて、可能な限り居宅で生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されよう配慮します。また、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないように公正中立に行います。

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 半田市、常滑市、東浦町、阿久比町、武豊町、高浜市、碧南市。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

4 職員体制

管理者 常勤職員1名（ケアプランセンター菜の花の介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員 3名（常勤専任職員1名。非常勤専任職員1名。常勤職員は、
ケアプランセンター菜の花管理者と兼務）

5 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金

(1) 居宅介護支援実施内容

① 居宅サービス計画の作成方法

・ご利用者・ご家族のご希望を考慮し、可能な限りご自宅で自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)の方法として、身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境を加えた3つの側面から、要介護状態などにあるご利用者の状況を総合的に捉え、ご利用者・ご家族のご相談内容に対応できる居宅サービス計画を作成いたします。

② 介護支援専門員の居宅訪問頻度

・原則として一ヶ月に一回、ご利用者の居宅を訪問させていただき、ご利用者との面談を行ないます。

③ 居宅サービス計画の実態状況の把握

・介護支援専門員は、原則として一ヶ月に一回、実施状況の把握について、その結果を記録し保存します。

④ サービス担当者会議の開催等

・サービス開始時、更新、区分変更認定を受けた場合にサービス担当者会議を開催いたします。それにより、担当者から専門的な意見を求めることとし、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

⑤ 更新、区分変更の代行申請

・認定更新の手続きを代行いたします。
身体状況や精神状況の変化により認定区分の変更が必要な時は、申請手続きを代行いたします。

⑥ 予防給付のケアプラン作成について

・当事業所は半田市・大府の地域包括支援センターと委託契約を結んでおります。詳しくは地域包括支援センターまたは当事業所にご相談下さい。

⑦ サービス計画後も、継続的にご利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票（居宅サービス計画）」の変更を行います。

⑧ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

***介護保険制度及び高齢福祉全般に関するご相談にも応じます。**

(2) 利用料金

① 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、ご利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定受取できない場合には、要介護度に応じて、下記の利用料金の全額

をご負担いただくことになります。

6 苦情受付について

(1) ご利用者に提供した居宅介護支援に関する相談や苦情・サービス利用票に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応させていただきます。

★苦情受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

★苦情受付担当者 永田佐代子

★連絡先 TEL (0569) 28-6331

(2) ご利用者の方は、当事業者以外に半田市高齢介護課・国民健康保険連合会・半田市包括支援センターに苦情を伝えることができます。

★半田市高齢介護課 愛知県半田市東洋町2-1

TEL (0569) 21-3111

★半田市包括支援センター 半田市雁宿町1-22-1

TEL (0569) 23-8144

★国民健康保険連合会 名古屋市東区泉1-6-5

TEL (052) 971-4165

7 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

8 その他

居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することは、お控えくださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアプランセンター菜の花

説明担当者名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護支援サービスの提供に同意しました。

住所 _____

氏名 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 _____